

長岡京市学校給食継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として長岡京市が実施した長岡京市立の小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）の臨時休業（令和2年3月3日以後における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業をいう。以下「臨時休業」という。）に伴う学校給食の休止による保護者負担の軽減等のため、国の学校臨時休業対策費補助金交付要綱（令和2年3月10日文部科学大臣裁定）を踏まえ、臨時休業に伴う学校給食の休止により損失が生じた学校給食食材納入業者（以下「食材納入事業者」という。）に対し、安定的な学校給食の継続を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市立小中学校に学校給食用食材を納入している食材納入事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、食材納入事業者が学校給食が休止されなければ得られる見込みであった学校給食用食材に係る加工費等に相当する費用として支払う経費とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市学校給食継続支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市学校給食継続支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 前項の交付決定通知をもって、長岡京市補助金等交付規則第9条に規定する確定通知とみなす。

(請求及び交付)

第6条 市長は、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項第3号の規則に基づき、交付決定通知後に請求書の提出を待たないで、支出命令を発す

ることができる。

(交付決定の取消等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住所
事業者名
代表者名 印

長岡京市学校給食継続支援補助金交付申請書

長岡京市学校給食継続支援補助金の交付を受けたいので、長岡京市学校給食継続支援補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 補助対象経費 _____ 円

3 補助金交付申請額 _____ 円

4 添付書類

長岡京市学校給食継続支援補助金交付要綱第4条第1項で定める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市学校給食継続支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市学校給食継続支援補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助対象経費 _____ 円

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 補助の条件